



毎月5日発行

M o n t h l y 情報掲示板

社会保険労務士法人のぞみ 税理士法人 のぞみ

TEL0263-34-4488

FAX0263-34-0054

第 178 号

マイナンバーカードと健康保 険証との一体化Q&A

マイナンバーカードの取得推進が政府主導で行われています。特に健康保険証との一体化について、多くの方から高い関心が寄せられているため、デジタル庁が公開しているQ&Aをいくつかご紹介します。

Q1.紙の健康保険証が2024年に廃止されると聞きました。マイナンバーカードの取得は任意だと思っていましたが、必ず作らないといけないのでしょうか。

A1.マイナンバーカードは国民の申請に基づき交付されるものであり、この点を変更するものではありません。今までと変わりなく保険診療を受けることができます。

Q2.マイナンバーカードを健康保険証として使える医療機関も少なく、従来の健康保険証よりも診療報酬が高くなると聞きましたが本当ですか。

A2.2024年4月からは、全ての医療機関・薬局においてマイナンバーカード保険証を利用して受診ができるようになります。2022年10月より医療機関でマイナンバーカードを保険証利用した場合は初診料6円、従来の保険証で受診した場合は初診料12円の負担となり、費用負担が余計にかかることはなくなりました。

Q3.マイナンバーカード一体型保険証を紛失した場合、再発行まで保険証が使えないのですか。

A3.市町村の窓口で再発行の申請をすれば、長くて10日間程度でカードが取得出来るよう検討が進められています。マイナンバーカードの再交付が終了するまでの間など、例外的な事情により手元にマイナンバーカードがない状態で保険診療を受ける場合の手順については、今後関係府省と連携しながら対応していきます。

Q4.マイナンバーカードは当初他人に見せないよう大切に保管しようとなっていました。持ち歩いてもいいものなのですか。

A4.今後マイナンバーカードを利用する便利なサービスが増えていきますので、持ち歩いて使ってください。万が一紛失した場合は24時間365日フリーダイヤル(0120-95-0178)で利用を一時停止してください。紛失したカードは、パスワードを知らなければ何も使えませんし、ICチップの中を無理やり読み込もうとすればチップが自動的に壊れる仕組みとなっており、悪用することもできません。

その他の質問については、デジタル庁「よくある質問：健康保険証との一本化に関する質問について」

<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/faq-insurance-card/>をご参照下さい。